

# 桑野社労士 & FP 事務所だより

平成 30 年 7 月 10 日

第 100 号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1 階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail [kuwano@cosmos.ocn.ne.jp](mailto:kuwano@cosmos.ocn.ne.jp) HP [www.kuwano.biz](http://www.kuwano.biz)

## 平成 30 年 6 月 1 日最高裁判決

# 有期と無期の労働条件の違いの合理性

注目の有期契約社員と正社員との労働条件の差異を巡る「ハマキョウレックス事件」と、定年後再雇用の有期嘱託職員と正社員の労働条件の差異を巡る「長澤運輸事件」の最高裁判決が出ました。これらの裁判は、いずれも次の労働契約法第 20 条を巡る争いでした。

有期契約を締結している労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働者の労働契約の内容である労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度、当該職務の内容及び配置の範囲 その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

### ハマキョウレックス事件

ハマキョウレックス事件は、正社員と有期の契約社員の間で、次のような処遇の違いがありました。

	正社員	契約社員
就業場所	出向を含む全国規模の広域異動の可能性	配転又は出向に関する規程なし
職務内容	職務遂行能力による等級役職への格付け、教育訓練の実施による能力開発と人材育成、等級役職制度あり	制度なし

各種手当について、次のように判断をしました。

項目	最高裁判決
住宅手当	相違を是認
皆勤手当	相違を是認せず、差戻し
無事故手当	相違は不合理
作業手当	相違は不合理
給食及び通勤手当	相違は不合理

皆勤手当については、出勤する者を確保する必要性

については、職務内容は異ならないことから、その相違は不合理と判断しました。

### 長澤運輸事件

長澤運輸事件では、次のような現状に触れ、労働条件の不合理と認められるか否かを判断する際に考慮する事情として、職務内容及び変更の範囲に関連する事情に限定すべき理由は見当たらず、『その他の事情として』考慮することが相当であるとしました。

○定年後再雇用において、その賃金が引き下げられるのが通例であることは、公知の事実。

○定年の前後で、職務の内容並びに当該職務及び配置の変更の範囲が変わらないまま、相当程度の賃金を引き下げられることは、広く行われていると認められる。

そして、次のように判断しました。

項目	最高裁判決
能率給及び職務給	嘱託職員の基本賃金及び歩合給が、正社員の基本給、能率給及び職務給に対応するものであり、不合理とは評価できない
精勤手当	不合理である
住宅手当及び家族手当	定年退職した者であり、報酬比例部分の支給開始まで調整給を支給されており、不合理であると評価できない
役付手当	正社員の指定された役付者に支給されるものであり、不合理であると評価できない
時間外手当の基礎の相違	嘱託職員の時間外手当の基礎に精勤手当が含まれないのは不合理であり、差戻し
賞与の支給	嘱託職員の賃金が定年退職前の 79%程度であり、収入の安定を配慮しており、不合理であると評価できない

(裏面に続く)

## 雑則と罰則

### 労働者名簿(労基法第 107 条)

使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者(日々雇い入れられる者を除く。)について調整し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他厚生労働省令で定める事項(性別、住所、従事する業務の種類、雇入の年月日、退職の年月日及びその事由(退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。)、死亡の年月日及びその原因を記入しなければなりません。これらの記入すべき事項に変更があつた場合は、遅滞なく訂正しなければなりません。

労働者名簿	
氏名	
生年月日	
性別	
住所	
従事する業務の種類	
雇入の年月日	
退職の年月日	
事由	
死亡の年月日	
原因	
備考	

### 賃金台帳(労基法第 108 条)

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調整し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項(氏名、性別、賃金計算期間、労働日数、労働時間、労働時間を延長させた場合はその時間数、休日労働時間数及び深夜労働時間数、基本給、手当その他賃金の種類毎にその額、賃金の一部を控除した場合はその額)を賃金支払いの都度遅滞なく記入しなければならない。

### 記録の保存(労基法第 109 条)

使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を3年間保存しなければならない。

### 罰 則

- 1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金  
強制労働の禁止
- 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
中間搾取、年少者の使用、坑内労働の禁止、坑内業務の就業制限
- 6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金  
均等待遇、男女同一賃金、公民権行使の保障、賠償予定の禁止、前借金相殺の禁止、強制預金、解雇制限、解雇の予告、労働者の国籍・信条等に関する通信をすることなど、週労働時間40時間及び1日労働時間8時

間、休憩時間の付与、週に1日の休日付与、有害労働時間延長2時間まで、割増賃金の支払い、年次有給休暇の付与、深夜業の制限、危険有害業務の就業制限、産前産後・育児時間の就業制限、療養補償、休業補償、障害保障、遺族補償、葬祭料、寄宿生活の自治への干渉、寄宿舎の設備及び安全衛生、監督機関に対する申告の不利益取扱い、休憩又は休日の付与、監督上の行政措置命令違反

(次号に続く)

### 事務所からひとこと



6月15～18日に、中学・高校と同級生だった旧友(埼玉県川越市在住)が、京都・滋賀に来てくれ、久しぶりに楽しい時間を過ごした。

こうした機会でないと、私も京都見物をする機会が無く、あちこちを見て回った。まず、京都駅から紫陽花が満開の三室戸寺へ行き、宇治川の側の食事所で昼食。そして、京都駅に戻り SkyBus で、京都市内の主要なところを高い目線で見物。今回、私は初めて乗ったが、結構いいものだ。夜は、川床料理(この日は生憎の雨で座敷)を楽しみ、祇園で一杯。

翌日は、定番の清水寺を朝一番に回り、二人とも福島県出身なので、幕末の京都守護職の松平容保が本陣を置いた金戒光明寺へ。奥まった所に会津藩士の墓地があり、頭を垂れた。その後、銀閣寺、三千院を廻り、滋賀県高島市の別宅へ案内。

驚くほど速く時間が過ぎた3日間だった。